

### 第3章 教育課程の編成及び実施に当たって

#### I 総則

#### 高等学校教育の基本と教育課程の役割 第1款

##### 【教育課程編成の原則】

第1款1

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他法令並びに学習指導要領に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

##### 【生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開】

第1款2

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

##### 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成をめざす

<b>確かな学力</b> 学力の三要素 (学校教育法第30条第2項)の確実な育成	<ul style="list-style-type: none"><li>基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、<u>主体的に学習に取り組む態度</u>を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。</li><li>その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、<u>家庭との連携</u>を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。</li></ul>
<b>豊かな心</b> 道徳教育、体験活動等の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、<u>豊かな心や創造性の涵養</u>をめざした教育の充実に努めること。</li></ul>
<b>健やかな体</b> 生徒の心身の調和的発達	<ul style="list-style-type: none"><li>学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、<u>健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現</u>を目指した教育の充実に努めること。</li><li>家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、<u>生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎</u>が培われるよう配慮すること。</li></ul>

##### 【育成をめざす資質・能力】

第1款3

豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

##### 【就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導】

第1款4

学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

### ○ カリキュラム・マネジメントの三つの側面

- |   |  |
|---|--|
| ① | 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科等横断的な視点でその目標の達成に必要な <u>教育の内容を組織的に配列</u> していく。                 |
| ② | 教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の <u>PDCAサイクルを確立</u> する。 |
| ③ | 教育内容と、教育活動に必要な <u>人的・物的資源等</u> を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら <u>効果的に組み合わせる</u> 。                       |

### ○ カリキュラム・マネジメントの手順の一例

項 目		内 容
(1)	教育課程の編成に対する学校の基本方針の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>全教職員による共通理解の下、学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方、編成のための作業内容や作業手順の大綱を決定。</li> </ul>
(2)	教育課程の編成・実施のための組織と日程の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>編成・実施に当たる組織及び各種会議を学校の組織全体の中に位置付け、組織内の役割や分担の決定。</li> <li>分担作業やその調整を含めて、各作業の具体的な日程の決定。</li> </ul>
(3)	教育課程の編成のための事前の研究・調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などの研究・理解。</li> <li>生徒の心身の発達の段階や特性、進路、学校及び地域の実態等の把握。</li> </ul>
(4)	学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前の研究・調査を踏まえ、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項の設定。</li> <li>編成に当たって、特に留意すべき点の明確化。</li> </ul>
(5)	教育課程の編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>修得総単位数、各年次の修得単位数や授業時数、類型の有無や種類、必履修教科・科目と選択科目などの構成と履修年次及び指導内容、総合的な探究の時間、特別活動の位置付け等教育課程の基本的な構造について、相互の関連を考慮しながら教育課程を編成。</li> </ul>
(6)	教育課程を評価し改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価の資料を収集、整理した問題点を検討し、原因と背景の明確化。</li> <li>改善案をつくり、実施。</li> </ul>

## 教育課程の編成 第2款

### 【各学校の教育目標と教育課程の編成】

第2款1

- ・ 各学校における教育課程の編成に当たって重要となる各学校の教育目標の設定。
- ・ 教育課程の編成についての基本的な方針を家庭や地域と共有。
- ・ 総合的な探究の時間について各学校が定める目標と関連付け。

### 【教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成】

第2款2

資質・能力		内容
学習の基盤となる 資質・能力	言語能力	言葉は、生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるもの。
	情報活用能力	コンピュータ等の情報手段を用いて得られた情報について、何が重要かを主体的に捉え、情報を効果的に活用して問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力。
	問題発見・解決能力	過程を重視した深い学びの実現を教科等の特質に応じて図ることを通じて、各教科等のそれぞれの分野における問題の発見・解決に必要な能力。
現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力 (教科横断的な視点で育成)		生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力。

### 【教育課程の編成における共通的事項】

第2款3

#### (1) 卒業までに履修させる単位数等

第2款3(1)ア

##### ア 履修すべきものとして定める各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の計

- 74単位以上 (高等学校在学中に履修させる単位数の下限を定めたもの)

##### イ 授業時数について

全日制	年間授業週数 第2款3(3)ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間 35 週を行うことを標準。</li> <li>・ 必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は特定の期間(夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。)に実施可能。</li> </ul>
	週当たり授業時数 第2款3(3)イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週 30 単位時間を標準とし、必要がある場合には、増加することが可能。</li> </ul>
定時制	週当たり授業時数 第2款3(3)ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業日数の季節的配分や週当たり又は1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して適切に配当。</li> </ul>
ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事の授業時数 第2款3(3)エ、オ、カ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームルーム活動：原則として年間 35 時間以上。</li> <li>・ 生徒会活動及び学校行事：適切な授業時数を充当。 → それぞれの活動内容に応じて、計画的に教育活動ができる一定の授業時間を確保。</li> <li>※ 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとしてすることができる。</li> </ul>

##### ウ 1 単位時間について

第2款3(1)ア、3(3)キ

- 標準としては、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間行われた授業を1単位として計算。
- 上記を基礎とし、それを標準として計算された単位数に見合う学習時間量を確保することを前提として、実際の時間割編成に当たっては、授業の1 単位時間を弾力的に運用可能。

(2) 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数 第2款3(1)イ

各学校においては、教育課程の編成に当たって、各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間並びにそれらの単位数について適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

- ※ 「各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間並びに標準単位数」は、付表の表1 (p99) のとおりとする。
- ※ 各教科・科目の履修の順序などの配慮事項については、p27以降の「Ⅲ 各教科等の改訂及び授業改善のポイント」に記載。

○ 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間の改善

高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修教科・科目の単位数については原則増加なし。

(3) 全ての生徒に履修させる各教科・科目（「必履修教科・科目」） 第2款3(2)ア

- ※ 付表の表3 (p103) のとおりとする。

(4) 標準単位数について

第2款3(1)イ・ウ, (2)ア・イ

○ 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間

- ・ 「必履修教科・科目」の単位数

第2款3(2)ア(7)

標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合は、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

- ※ 2単位の科目を必履修教科・科目として履修する場合は、単位数を減じることが不可。
- ※ 「体育」は卒業までに7又は8単位を配当することとしており、7単位未満に単位数を減じることが不可。

- ・ 「総合的な探究の時間」の単位数

第2款3(2)ア(1)

全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は、標準単位数（3～6単位）として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。

- ・ 外国の高等学校に留学していた生徒について

第2款3(2)ア(ウ)

外国の高等学校における履修により、必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては、外国の高等学校における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(5) 主として専門学科において開設される各教科・科目

第2款3(1)ウ, (2)イ

- 新設科目：工業科「船舶工学」，商業科「観光ビジネス」  
家庭科「総合調理実習」，情報科「情報セキュリティ」「メディアとサービス」
- 標準単位数は，付表の表2（p100～p102）のとおりとする。
- 専門教科・科目について，全ての生徒に履修させる単位数は，25単位を下らないこと。
- 商業に関する学科においては，全ての生徒に履修させる単位数の中に外国語に属する科目の単位を5単位まで含めることができること。
- 商業に関する学科以外の専門学科においては，各学科の目標を達成する上で，専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により，専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては，その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。

(6) 総合学科における各教科・科目の履修等

第2款3(2)ウ

- ・ 「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に履修。標準単位数は2～4単位。
- ・ 学年による教育課程の区分を設けない課程（「単位制による課程」）とすることを原則。
- ・ 「産業社会と人間」及び専門教科・科目を合わせて25単位以上設け，生徒が多様な各教科・科目から主体的に選択履修できるようにすること。
- ・ その際，体系性や専門性等において相互に関連する各教科・科目によって構成される科目群を複数設けるとともに，必要に応じ，それら以外の各教科・科目を設け，生徒が自由に選択履修できるようにすること。

(7) 短い時間を活用して行う指導

第2款3(3)ク

10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科・科目等の指導を行う場合については，当該教科・科目等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要。

※ 授業時間設定に際しての留意点

- ・ 各教科・科目等の特質を踏まえた検討を行うこと。
- ・ 授業のねらいを明確にして実施すること。
- ・ 教科書や，教科書と関連付けた教材を開発するなど，適切な教材を用いること。

(8) 代替措置について

○ 専門教科・科目による必履修科目の代替

第2款3(2)イ(1)

専門教科・科目の履修によって，必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては，その専門教科・科目の履修をもって，必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。

○ 職業学科による総合的な探究の時間の特例

第2款3(2)イ(ウ)

職業教育を主とする専門学科においては，総合的な探究の時間の履修により，農業，工業，商業，水産，家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」，看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」の履修と同様の成果が期待できる場合においては，総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができること。また，課題研究等の履修により，総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては，課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

○ 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替 第2款3(3)ケ

総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができること。

○ 「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間の代替 第2款3(3)コ

理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができること。

(9) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成 第2款3(4)

- ・ 教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することができるよう配慮。
- ・ 教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設置。

(10) 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項 第2款3(6)

ア 資質・能力を育む効果的な指導

各教科・科目等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

イ 各教科・科目等相互間の関連及び系統的、発展的な指導

各教科・科目等について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

(11) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項 第2款3(7)

ア 就業体験活動の機会の確保

キャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮。

イ 普通科における職業科目の履修

普通科においては、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮。

ウ 職業学科における配慮事項

- ・ 実験・実習に相当する授業時数の十分な確保。
- ・ 生徒の実態を考慮し、特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択。
- ・ その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。

**【学校段階等間の接続】****第2款4****(1) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫**

- 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会の設定。
- 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当。
- 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修。

**(2) 高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る工夫**

大学や専門学校等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習のために、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫。

**【通信制の課程における教育課程の特例】****第2款5****(1) 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準**

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語，地歴・公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち，「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち，「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	2～3	2～8

**(2) 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等**

1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、学習活動に応じ適切に定める。

**(3) 面接指導の授業の1単位時間**

単位時間数を確保しつつ、生徒の実態並びに各教科・科目等の特質を考慮して適切に定める。

**(4) ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間の免除**

ラジオ、テレビ等を利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除可能とする。

**(5) 特別活動の指導時間数**

ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導する。

## 単位の修得及び卒業の認定 第4款

### 【各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定】

第4款1

#### (1) 単位の修得の認定

生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定。

#### (2) 総合的な探究の時間の単位の修得の認定

生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間を履修し、その成果が目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定。

#### (3) 各教科・科目の単位数の配当

- ・ 生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則。
- ・ 単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことが可能。

### 【卒業までに修得させる単位数】

第4款2

- ・ 学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定。
- ・ この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上。
- ・ 普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

### 【各学年の課程の修了の認定】

第4款3

学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮するものとする。

### 【学校外における学修等の単位認定】

※ 詳細は高等学校学習指導要領解説総則編 p142～143 別表参照

学校教育法施行規則等において、学校外の学修等について、単位認定を可能とする制度

- (1) 海外留学に係る単位認定
- (2) 学校間連携による単位認定
- (3) 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定
- (4) 技能審査の成果の単位認定
- (5) ボランティア活動等の単位認定
- (6) 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定
- (7) 別科において修得した科目に係る学修の単位認定
- (8) 定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定
- (9) 定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定



## 生徒の発達の支援 第5款

### 【生徒の発達を支える指導の充実】

第5款1

#### (1) ホームルーム経営、生徒の発達の支援

第5款1(1)

学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。

#### 【ガイダンスとカウンセリングの違い】

- ・ ガイダンス：生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を実施。
- ・ カウンセリング：個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけをして指導や援助を実施。

#### (2) 生徒指導の充実

第5款1(2)

生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

#### 【生徒指導を進めていく上での基盤となるもの】

- ・ 生徒一人ひとりについての生徒理解の深化を図ること。
- ・ 教員と生徒との信頼関係を築くこと。
- ・ 好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれるホームルームや学校の教育的環境を形成すること。

#### (3) キャリア教育の充実

第5款1(3)

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

#### (4) 生徒の特性等の伸長と学校やホームルームでの生活への適応、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成

第5款1(4)

学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるようにすること。

#### (5) 個に応じた指導の充実

第5款1(5)

生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補足的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫・改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

#### (6) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項

第5款1(6)

学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。

## (1) 障害のある生徒などへの指導

## ○ 生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫

障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

- ・ 障害のある生徒には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などのほか、学習面又は行動面において困難のある生徒で発達障害の可能性のある者も含まれる。
- ・ このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていくことが必要。

## ○ 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項

第5款2(1)イ

障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導(以下「通級による指導」という。)を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章の示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

なお、通級による指導における単位の修得の認定については、次のとおりとする。

- (ア) 学校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標からみて満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- (イ) 学校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年度途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降の通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

## 【通級による指導について】

高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行う教育形態。

《対象となる障害について》 ※ 学校教育法施行規則第140条

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、肢体不自由、病弱及び身体虚弱

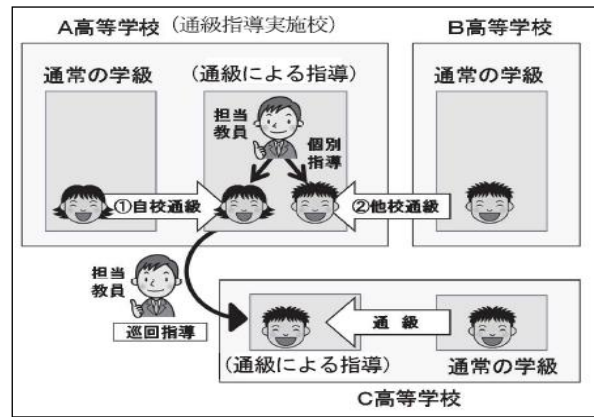
《障害に応じた特別の指導について》

障害による学習上又は生活上の困難さの改善や軽減を目的とする、特別支援学校の「自立活動」に相当する内容

※ 健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション

### 《通級による指導の実施形態》

- ① 自校通級  
生徒が在学する学校において指導を受ける形態
- ② 他校通級  
他の学校に定期的に通級し、指導を受ける形態
- ③ 巡回指導  
通級による指導の担当教員が該当する生徒のいる学校で指導を行う形態



### 《特別な教育課程の編成》

特別の教育課程にすることができ、障害による特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。

※ 教育課程に加える場合：対象となる生徒の全体の授業時数は他の生徒に比べて増加。

※ 教育課程の一部に替える場合：対象となる生徒の全体の授業時数は増加しない。

#### 特別な教育課程を編成する上での留意事項

- ・ 通級による指導を、必修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできない。
- ・ 生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修する場合には、年次ごとに履修した単位を修得したことを認定することが原則。
- ・ 通級による指導に係る単位を修得したときは、年間7単位を超えない範囲で修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることが可能。

#### ○ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

第5款2(1)ウ

障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

#### (2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

##### ○ 学校生活への適応等

第5款2(2)ア

海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

##### ○ 日本語の習得に困難のある生徒への指導

第5款2(2)イ

日本語の習得に困難のある生徒については、個々の生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

#### (3) 不登校生徒への配慮：個々の生徒の実態に応じた支援

第5款2(3)ア

不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

## 道徳教育 第1款2(2) 第7款

### (1) 道徳教育の目標

第1款2(2)の3段目

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

### (2) 高等学校における道徳教育

- 高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳科が設けられていないことから、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。
- このため、高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導場面として各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとしている。

### (3) 道徳教育の指導体制

第7款1前段

各学校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。

### (4) 道徳教育推進教師の役割

- 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて、全教員の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう中心的な役割を担う。
- 道徳教育推進教師の具体的な役割

- ・ 道徳教育の全体計画の作成、実施及び評価に関すること。
- ・ 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること。
- ・ 道徳教育の全体計画の公開など家庭や地域社会との共通理解に関すること。
- ・ 道徳教育の研修の充実に関すること。 など

### (5) 道徳教育の全体計画

第7款1後段

道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮。

### (6) 道徳教育推進上の留意事項

第7款2

- ・ 道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意。
- ・ 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮。

### (7) 豊かな体験活動の充実といじめの防止

第7款3

学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

## Ⅱ 授業改善及び学習評価について

### 1 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善

#### (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

選挙権年齢及び成年年齢の引き下げなど、高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことが、これまで以上に求められている。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進し、「育成をめざす資質・能力」を育む

#### ◆ 主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる。

#### ◆ 対話的な学び

子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める。

#### ◆ 深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりする。

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

#### 【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。



学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・  
人間性等の涵養

生きて働く  
知識・技能の  
習得

未知の状況にも  
対応できる  
思考力・判断力・表現力  
等の育成

主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

#### 【対話的な学び】

子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

#### 【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。



### ○ 「深い学び」と「見方・考え方」 ※ 各教科等の「見方・考え方」については、p25～26 参照

習得・活用・探究という学びの過程において「見方・考え方」を働かせることで、より質の高い「深い学び」につながる。

重要

※ 「見方・考え方」：各教科等の学びの深まりの鍵となるもの

各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方

## ○ 思考・判断・表現の過程を重視

各教科の特質に応じて、以下のような学習の課程を重視して、具体的な学習内容、単元や題材の構成や学習の場面等に応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践できるようにすることが重要。

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程。
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程。
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程。

## ○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際の留意点

- ・ 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒にめざす資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で授業改善を進めるものであること。
- ・ 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。
- ・ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこまで設定するか、生徒が考える場面と教員が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。
- ・ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることこそ、教員の専門性が発揮されることが求められること。
- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

## (2) 言語環境の整備と言語活動の充実

### ○ 言語環境の整備

#### ◆ 学校生活全体における言語環境を望ましい状況に整える際の留意点

教員との関わりに関係することとして、以下のことなどに留意する。

- ① 教員は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと。
- ② 校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること。
- ③ 校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと。
- ④ より適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること。
- ⑤ 教員と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に用いられているような状況をつくること。
- ⑥ 生徒が集団の中で安心して話ができるような教員と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くこと。

### ○ 言語活動の充実

言語は生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるもの。

- ◆ 言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、各教科・科目等の特質に応じた言語活動を充実させる。

### (3) コンピュータ等や教材・教具の活用

#### ○ 情報活用能力（＝「学習の基盤となる資質・能力」）の育成

情報を適切に選択・活用していくことが不可欠な社会が到来しつつある中、生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑むためには、情報活用能力を確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待される。

- ◆ 各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに、各教科等においてこれらを適切に活用した活動の充実を図る。
- ◆ 教員は、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に加えて、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用する。

#### ○ 情報モラル（情報活用能力に含まれる）に関する指導の充実

携帯電話・スマートフォンやSNSが子どもたちにも急速に普及する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて指導する。

### (4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

#### ○ 自主的に学ぶ態度の育成，学習意欲の向上

生徒が学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる。

##### 【具体例】

- ◆ 生徒が学習の見通しを立てたり、授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりする取組の充実を図る。
- ◆ 生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習したり、学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立を図る。

### (5) 体験活動

#### ○ 体験活動の重視 ⇒ 「学びに向かう力，人間性等」の育成

- ・ 集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の間を生かし、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保する。
- ・ 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるような体験活動を重視する。

##### 【具体例】

- ◆ 就業体験活動や他の人々や社会のために役立ち自分自身を高めることができるボランティア活動
- ◆ 地域の一員として社会参画の意欲を高めることができる地域行事への参加 など

### (6) 学校図書館，地域の公共施設の利活用

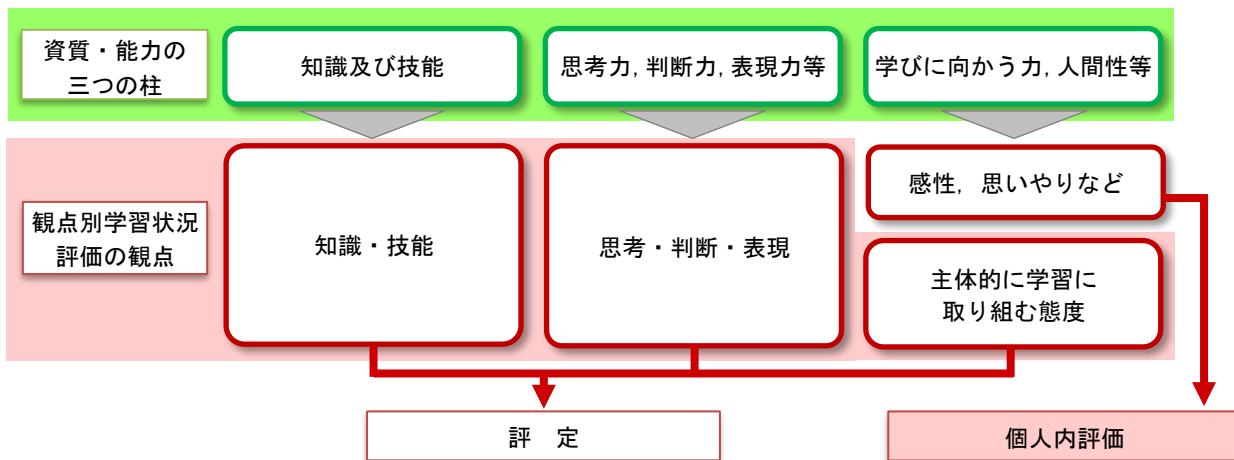
#### ○ 学校教育において欠くことのできない基礎的な設備

- ・ 学校図書館は、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を有している。このため、学校図書館は、各教科等の様々な授業で活用されることにより、言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割を期待されている。
- ・ 資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の博物館，美術館等の施設を積極的に活用することも重要である。

## 2 学習評価の充実

### (1) 学習評価の基本的な枠組み ～観点別評価の更なる充実～

各教科等の目標を育成をめざす資質・能力の三つの柱で再整理し、目標に準拠した評価を推進するため、観点別学習状況の評価について3観点に整理された。



観点別評価	学習状況を分析的に捉える（観点ごとに評価し、A・B・Cのように区別）。
評定	学習状況を総括的に捉える（観点別学習状況の評価を総括し、5・4・3・2・1のように区別）。
個人内評価	観点別評価や評定になじまない部分を見取る。

### (2) 指導の評価と改善

#### ○ 指導と評価の一体化

- ◆ 「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図ること。
- ◆ 生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすること。

#### 学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

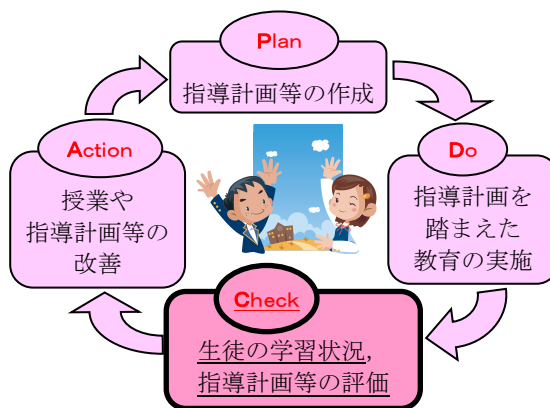
指導と評価の一体化

#### ○ 組織的かつ計画的な取組

学習評価を授業改善や組織運営に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組むことが必要である。

《組織的かつ計画的な取組の例》

- 評価規準や評価方法を教員同士で検討し明確化。
- 評価結果について教員同士で検討。
- 実践事例を蓄積・共有。
- 学年会や教科等部会等の校内組織を活用。



#### ○ 配慮事項

- 評価のための評価に終わることなく、生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価。
- 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫（学習の過程を重視）。
- 教員による評価とともに、生徒による学習活動としての相互評価や自己評価などを工夫。
- 論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価。



### 3 各教科等の特質に応じた見方・考え方

項目	各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方
言葉による見方・考え方	対象と言葉，言葉と言葉との関係を，言葉の意味，働き，使い方等に注目して捉えたり問い直したりして，言葉への自覚を高めること。
社会的事象の地理的な見方・考え方	社会的事象を，位置や空間的な広がりに着目して捉え，地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で，人間の営みと関連付けること。
社会的事象の歴史的な見方・考え方	社会的事象を，時期，推移などに着目して捉え，類似や差異などを明確にしたり，事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。
人間と社会の在り方についての見方・考え方	社会的事象等を，倫理，政治，法，経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え，よりよい社会の構築や人間としての在り方生き方についての自覚を深めることに向けて，課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。
人間としての在り方・生き方についての見方・考え方	社会的事象等を，倫理，哲学，宗教などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え，人間としての在り方生き方についての自覚を深めることに向けて，課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。
社会の在り方についての見方・考え方	社会的事象等を，倫理，政治，法，経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え，よりよい社会の構築に向けて，課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること。
数学的な見方・考え方	事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え，論理的，統合的・発展的，体系的に考えること。
理科の見方・考え方	自然の事物・現象を，質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え，比較したり，関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること。
体育の見方・考え方	運動やスポーツを，その価値や特性に着目して，楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え，自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。
保健の見方・考え方	個人及び社会生活における課題や情報を，健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え，疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上，健康を支える環境づくりと関連付けること。
音楽的な見方・考え方	感性を働かせ，音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え，自己のイメージや感情，音楽の文化的・歴史的背景などと関連付けること。
造形的な見方・考え方	感性や美意識，想像力を働かせ，対象や事象を造形的な視点で捉え，自分としての意味や価値をつくりだすこと。
書に関する見方・考え方	感性を働かせ，書を，書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え，書かれた言葉，歴史的背景，生活や社会，諸文化などとの関わりから，書の表現の意味や価値を見いだすこと。
外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方	外国語で表現し伝え合うため，外国語やその背景にある文化を，社会や世界，他者との関わりに着目して捉え，コミュニケーションを行う目的や場面，状況等に応じて，情報を整理しながら考えなどを形成し，再構築すること。
生活の営みに係る見方・考え方	家族や家庭，衣食住，消費や環境などに係る生活事象を，協力・協働，健康・快適・安全，生活文化の継承・創造，持続可能な社会の構築等の視点で捉え，よりよい生活を営むために工夫すること。

項目	各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方
情報に関する科学的な見方・考え方	<p>事象を、情報とその結び付きとして捉え、情報技術の適切かつ効果的な活用（プログラミング、モデル化とシミュレーションを行ったり情報デザインを適用したりすること等）により、新たな情報に再構成すること。【共通】</p> <p>情報産業に関する事象を、情報技術を用いた問題解決の視点で捉え、情報の科学的理解に基づいた情報技術の適切かつ効果的な活用と関連付けること。【専門】</p>
農業の見方・考え方	<p>農業や農業関連産業に関する事象を、安定的な食料生産と環境保全及び資源活用等の視点で捉え、持続可能で創造的な農業や地域振興と関連付けること。</p>
工業の見方・考え方	<p>工業生産、生産工程の情報化、持続可能な社会の構築などに着目して捉え、新たな時代を切り拓く安全で安心な付加価値の高い創造的な製品や構造物などと関連付けること。</p>
商業の見方・考え方	<p>企業活動に関する事象を、企業の社会的責任に着目して捉え、ビジネスの適切な展開と関連付けること。</p>
水産の見方・考え方	<p>水産や海洋に関連する事象を、漁業生産や船舶運航、海洋工学、情報通信、資源増殖、水産食品の製造や流通、海洋の環境保全や活用などの視点で捉え、地域や社会の健全で持続的な発展と関連付けること。</p>
家庭の生活に関わる産業の見方・考え方	<p>生活産業に関する事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活の質の向上や社会の発展と関連付けること。</p>
看護の見方・考え方	<p>健康に関する事象を当事者の考えや状況、疾病や障害とその治療等が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理をめざして、適切かつ効果的な看護と関連付けること。</p>
福祉の見方・考え方	<p>生活に関する事象を、当事者の考えや状況、環境の継続性に着目して捉え、人間としての尊厳の保持と自立をめざして、適切かつ効果的な社会福祉と関連付けること。</p>
集団や社会の形成者としての見方・考え方	<p>自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けること。</p>
探究の見方・考え方	<p>広範で複雑な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の在り方生き方を問い続けること。</p>

※ 共通教科「理数」においては、数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせる。